

3. 有期契約労働者にも適用となる育児休業以外の支援制度 ～育児・介護休業法に規定されている育児関連の措置～

制度		概要	適用期間				
			妊娠	育児			
				1歳	3歳	小学校就学	
子の看護休暇	概要	小学校入学までの子を養育する労働者が、会社に申し出ることにより、小学校就学前の子一人につき年5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気や怪我をした子の看護又は子に予防接種・健康診断を受けさせるために取得できる休暇					
	対象外	日々雇用される労働者及び労使協定で以下のうち対象外とされた労働者 ・勤続6ヶ月未満の労働者 ・週の所定労働日数が2日以下の労働者					
育児時間	概要	生後満1年未満の生児を育てる女性労働者が申し出れば、休憩時間の他に、1日2回、各30分（就業時間が4時間以内の場合は1日1回30分）取得できる育児時間					
	対象外	制限なし					
所定労働時間の短縮措置等	概要	3歳未満の子を養育する労働者の一日の所定労働時間が原則として6時間に短縮される制度					
	対象外	日々雇用される労働者、一日の所定労働時間が6時間以下である労働者および、労使協定で以下のうち対象外とされた労働者 ・勤続1年未満の労働者 ・週の所定労働日数が2日以下の労働者 ・業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者（※1）					
所定外労働の免除	概要	3歳未満の子を養育する労働者が申し出ることにより、所定労働時間を超えた労働を免除される制度					
	対象外	日々雇用される労働者及び労使協定で以下のうち対象外とされた労働者 ・勤続1年未満の労働者 ・週の所定労働日数が2日以下の労働者					
時間外労働の制限	概要	小学校入学までの子を養育する労働者が申し出ることにより、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働を免除される制度					
	対象外	・日々雇用される労働者 ・勤続1年未満の労働者 ・週の所定労働日数が2日以下の労働者					
深夜業の制限	概要	小学校入学までの子を養育する労働者が申し出ることにより、事業主は午後10時～午前5時（深夜）において労働をさせてはならない制度					
	対象外	・日々雇用される労働者 ・勤続1年未満の労働者 ・保育が出来る同居の家族がいる労働者（※2） ・週の所定労働日数が2日以下の労働者 ・所定労働時間の全部が深夜にある労働者					

事業主には小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業に関する制度、所定外労働の免除、所定労働時間の短縮措置又はフレックスタイム制度の措置に準じて、必要な措置を講ずる努力義務がある

出産

(女性のみ)

事業主には小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業に関する制度、所定外労働の免除、所定労働時間の短縮措置又はフレックスタイム制度の措置に準じて、必要な措置を講ずる努力義務がある

（※1）所定労働時間の短縮措置を講じないときは、当該労働者について、次のいずれかを講ずる義務がある

- ・育児休業に関する制度に準ずる義務
- ・フレックスタイム制
- ・始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ
- ・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

（※2）保育ができる同居の家族とは、16歳以上であって、下記のいずれにも該当しない者

- ・深夜に就労していないこと（深夜の就労日数が1月につき3日以下の者を含む）
- ・負傷、疾病又は心身の障害による保育が困難でないこと
- ・産前産後でないこと